

空き店舗を活用して

会津若松
市内で

起業してみませんか？

空き店舗活用補助金

賃借料・改装費・広告宣伝費の
一部を補助します
(予算額になり次第終了)

補助対象期間 平成30年6月1日～平成31年3月31日

賃借料・改装費・広告宣伝費の
組み合わせ総額で

最大補助

180万円

(移住の方は

200万円)

各経費の補助率、補助限度額は
裏面をご覧ください



対象出店エリア

会津若松市中心市街地
※詳細はお問い合わせください。



補助対象者

次のいずれにも
該当する方。

- ①市内に居住し、対象出店エリアの空き店舗等を活用し起業・創業する方。
(新規起業、移転起業、第二創業、店舗のシェアなど)
- ②店舗のある商店街等が必要と認め、商店街等に参加する方。
- ③お客様が直接来店する店舗で、1年以上の営業を見込める方。
- ④1週間のうち5日以上営業する方。
(夜間のみ営業は不可)
- ⑤他に空き店舗関係補助金の交付を受けていない方。
- ⑥対象業種は主に小売業、飲食業、サービス業など。
- ⑦平成30年6月～12月の間に店舗をオープンする方。



対象物件

- ①対象出店エリアにあって、原則として1か月程度営業目的に利用されていない店舗。
- ②対象出店エリア内にあって、既存商業店舗等に隣接している空き家、空き倉庫等も対象とする場合があります。

裏面もご覧ください

実施主体 会津若松市中心市街地活性化協議会

詳しくは 会津若松商工会議所 中小企業相談所 TEL0242-27-1212



対象経費・補助率・補助限度額など

対象経費	補助率	補助限度額	その他条件等
賃借料 (契約に基づく1か月毎の固定定額家賃であり諸経費等は含まない。)	2/3以内	8万円/月 (移住の方) 10万円/月)	補助決定月から平成31年3月分に該当する支払家賃の金額
開業時に係る改装費 ◆内装、外装工事 ◆給排水、電気工事 ◆サイン工事 など(什器・備品含む)	—	100万円 (移住の方) 120万円)	賃貸借契約締結後、開店までに要した当該経費で、開店後2か月以内に精算したものに限り。 (実費と補助限度額のいずれか低い方) ※金額にかかわらず1事業所1回とする。 ※工事費用の算出に際しては、原則2以上の業者の見積要。
広告宣伝費(開業PRに係る費用) ◆チラシ・ポスター・HP作成・新聞・情報誌掲載など	—	10万円 (移住の方) 20万円)	開店日から平成30年12月の間で開店日前1か月及び開店後2か月の間に支払った金額 ※支払額が補助額を下回る場合はその額

※移住については、福島県外からとする。



補助金交付までの流れ

① ご相談

商工会議所の経営指導員にご相談ください。

② 書類作成

本補助金申請書及び創業計画書を作成します。経営指導員が起業・創業経営計画書作成・開業準備についてフォロー、アドバイスします。

③ 申請

店舗の立地する商店街等を通し、本事業事務取扱担当(会津若松商工会議所)宛てに申請します。

④ 審査

起業・創業経営計画内容等について審査を行います。

採択

⑤ 交付

採択された方は、対象経費の支払額が確定した後に、実績報告書、補助金交付請求書のほか、関係書類を提出します。補助金の交付時期は平成31年3月下旬予定です。

◆補助事業採択者は、会津若松市中心市街地活性化協議会主催の本事業採択者同士の意見交換会等へ参加していただきます。

◆補助事業採択者は、立地する当該商店街活動等に積極的に参加し、振興に寄与することとします。



その他、条件がございますので、詳しくは会津若松商工会議所 中小企業相談所までお問い合わせください。

実施主体・補助事業者

会津若松市中心市街地活性化協議会

お問い合わせ

会津若松商工会議所 中小企業相談所
福島県会津若松市南千石町6-5
TEL0242-27-1212

